

第2次
三田市社会福祉協議会
地域福祉推進計画

～平成30年度中間見直し版～

平成26年度～平成34年度



平成31年3月

社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

状況の変化

三田市社会福祉協議会では、平成 26 年度に第 2 次地域福祉推進計画を策定し、平成 34 年度にかけて「だれもが住みなれた地域で安心して、生きがいを持って生活できるまち」を基本理念に 5 つの基本目標を掲げ、住民の皆さんとともに地域福祉の推進に向けて取り組みを進めています。

しかしながら今日の社会情勢や地域ニーズは大きく変化し、ひきこもりや生活困窮、権利侵害など多くの問題が複合化し、地域福祉をめぐる政策も激動しています。

◇全国的な状況の変化



『地域共生社会』とは



- 制度・分野ごとの「縦割り」を超える
 - 「支え手」・「受け手」の関係を超える
 - 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画する
- 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

◇三田市社会福祉協議会における状況変化

平成 27 年度 権利擁護・成年後見支援センターを受託

平成 29 年度 社会福祉法人制度改革における経営組織の強化や透明性の向上

※三田市社会福祉法人連絡協議会の設立

平成 30 年度 生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーターの新設

◇三田市の小地域福祉活動とまちづくり活動

三田市では、様々な地域課題の解決に向け、地域内の様々な団体等が連携して取り組む

「まちづくり協議会」が概ね 18 の小学校区で設置（平成 30 年 4 月末時点）。

※地域福祉の中核的住民組織として役割を担っている「ふれあい活動推進協議会」においても、まちづくり構成団体として参画し、小地域福祉活動とまちづくり活動が並行しながら進められている地区（校区）が多くあります。

第2次 三田市地域福祉計画 三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画

平成26年度～平成34年度

基本理念

だれもが住みなれた地域で安心して
生きがいを持って生活できるまち

住みなれた地域で、すべての市民が安心して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいを持って参加できる地域社会を実現することを計画の基本理念とします。

地域福祉推進計画

基本目標

- 1 みんながいきいき
参加・活動できるまちづくり
- 1 市民活動の充実
 - 2 地域福祉活動を担う人材（財）育成

だれもが「自分のこと」として心のひだに感じることができ、参加したいと思える活動内容の充実を図るとともに、地域福祉を担う人材（財）育成を進めます。

大切にする視点≫ 地縁型活動とテーマ型活動を協働によりつなげる

- 2 みんなでふれあい、
支え合うまちづくり
- 1 身近な地域における支え合いネットワークづくり
 - 2 だれもがつながり、ふれあう機会の充実

子どもから高齢者まで、だれもが孤立せず地域でつながりを感じることができ、お互いに支え合うことができる市民のネットワークづくりを進めます。

大切にする視点≫ 見守り・支援（セーフティネット）と地域活性化をつなげる

- 3 支援が必要な人を
見逃さないまちづくり
- 1 身近な地域における見守り活動の充実
 - 2 災害等に備えたまちづくり

地域で孤立している人や、災害時に自力では避難できない人など、支援が必要な人を日頃から見逃さず、自主的な見守りが行われる地域づくりを進めます。

大切にする視点≫ 日常と災害時をつなげる

- 4 安心して支援が
受けられるまちづくり
- 1 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実
 - 2 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり

家庭や地域で解決することが困難な課題を抱える人が、そのニーズに応じて安心して支援を受けられることができるよう、市民と専門機関が連携し、その人らしさを大切にした支援体制づくりを進めます。

大切にする視点≫ 権利擁護とエンパワメント（自立支援）をつなげる

- 5 地域福祉の基盤づくり
- 1 地域福祉のコミュニティづくり
 - 2 地域福祉を進める環境づくり

市民・事業者・社会福祉協議会・行政等が協働で地域福祉を進めるためのコミュニティづくりや環境整備、財源確保など、基盤づくりを進めます。

大切にする視点≫ 行政と民間を協働によりつなげる

中間見直しにおける7つの重点項目

このような状況の中、平成28年度に「地域活動を行うみなさまの意向アンケート」を実施するとともに、平成30年度に「地域福祉推進計画の評価及び見直し特別委員会」を設置し、計画の中間見直しを行いました。

委員会では、状況の変化に応じた新たな7つの論点において答申がなされ、その答申に基づき、社会福祉協議会として具体的に取組んでいくこと、また次期計画策定を見据え検討していくべきことなどの議論を重ね、ここに今後の活動方針を示しました。

以下の7つを重点項目とし、地域の多様な主体と協働しながら、さらなる地域福祉の推進に向けて取組みを進めます。

《第1節 2 地域福祉活動を担う人材（財）育成 関連》

1. 地域福祉を担う人材の発掘・育成をさらに進めます

これからの担い手づくりは、学校や企業、社会福祉施設など地域の多様な主体に対して、福祉的課題への「気づき」を促し、我がごととしての地域づくりへの参画を促進します。そのために、様々な機会に応じることができる地域住民に対する福祉学習（教育）の体系化に取り組みます。

- 時代や世代に応じた人材育成・発掘のためのプログラムを開発します。
 - ・ NPO や市民活動団体とプログラムの協働開発
 - ・ 当事者講師等の発掘・養成と調整
 - ・ 既存の地域活動と協働した講座や、ワークショップ等の実施
- 地域課題に対する新たな担い手の発掘に取り組みます。
 - ・ 学生（中学、高校、大学、専門学校等）の若い力が発揮できる活動の創出
 - ・ 元気な高齢者と地域活動のマッチング
- 既存の活動を視覚化し、活動の入口をより分かりやすく示します。
- セルフヘルプグループと協働し新たな活動を創出し、さらなる担い手の発掘を図ります。
 - ・ 「認知症カフェ」や「子ども食堂」など、当事者支援をテーマとしたボランティア活動と、小地域福祉活動を連結
- 小地域福祉活動とまちづくり活動の重なりをより拡大していけるよう働きかけます。

年次計画	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	福祉学習（教育）プログラムの体系化・視覚化	広報・周知により福祉学習の浸透促進・活用拡大	→	新たな活動人材の拡充
	テーマ型当事者支援活動の立ち上げ支援に向けて、当事者との協議の場の設定	活動の立ち上げに向けた企画検討	→	新たな活動の場の創出

《第2節 1 身近な地域における支え合いネットワークづくり 関連》

《第5節 2 地域福祉を進める環境づくり 関連》

2. より多くの社会資源をコーディネートし、多様な主体による地域づくりを進めます

地域福祉は地域住民だけでなく、福祉サービス提供事業者や、NPOをはじめ、企業や個人事業主など、広範な組織・団体の参画により進められていくことが大切です。そのための連携に向けたテールづくりに取り組みます。

- 既存の訪問系事業者との見守り協定において地域活動との連携づくりに取り組みます。
 - ・新聞・宅配業者、生活協同組合等の参画による見守り活動や、生活支援活動の推進に向けたネットワーク化
- 地域公益活動として、社会福祉法人の地域活動への参画を促進します。
 - ・各地区の社会福祉法人等の事業所ネットワーク（ほっとかへんネット地域版）づくり
 - ・既存の拠点や機能、専門性の地域還元
- 社会資源を活用し、地域共生社会の実現に向けた新たな事業（活動）展開を促進します。
 - ・福祉ニーズに応じ、多様な社会資源を主体化し、取り組み実践を地域に展開

年次計画	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
	訪問系事業者と地域活動のネットワークに向けた協議の場の設置準備	訪問系事業者と地域活動者との話し合いの場の設置	訪問系事業者と地域活動者の協働による見守りネットワークの仕組みづくり	見守りネットワークの推進
	『ほっとかへんネットさんだ地域版』の設置に向けた働きかけ	設置に向けた協議の場づくり	地域課題の共有と、地域活動の担い手としての参画促進	地域活動に社会福祉法人が参画し、地域課題解決の一端を担う

※『ほっとかへんネットさんだ（三田市社会福祉法人連絡協議会）』とは・・・市内で福祉事業に取り組む社会福祉法人が福祉分野を超えて、地域の生活・福祉課題にアプローチするためのネットワーク。地域課題の解決をめざす関係機関や団体、市行政等と連携・協働しながら、市域の地域福祉の向上を図ることを目的としています。

《第3節 2 災害等に備えたまちづくり 関連》

3. 災害時を想定した被災者支援体制を強化します



三田市地域防災計画に基づき、社協の責任や役割をより具体化し、必要に応じて計画の見直しや修正を図るための提案を行います。また日常は災害時につながることを念頭に、災害時を想定した日頃の見守りや支え合いを地域に働きかけます。

- 被災者支援に向けて日常のつながりが活かされる見守り合う地域住民の関係性づくりを促進します。
- 災害ボランティアセンターの設置に係る市との協定
※災害ボランティアセンターのあり方をより具体化しながら課題を抽出し、その改善が地域防災計画に反映されるよう担当課との連携を密に進めます。
- 総合福祉保健センターにおける福祉避難所の開設における協力体制を進めます。

- 「三田市社協災害時対応の手引き」の更新とシミュレーションによる検証を積み重ねます。
- 社会福祉法人、NPO、企業・商工会等との日常からのネットワーク形成に取り組みます。

年次計画	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
	災害ボランティアセンター設置協定（仮称）に基づき「三田市社協災害時対応の手引き」の修正	災害ボランティアセンター設置に係るシミュレーションの実施	「三田市社協災害時対応の手引き」の更新	災害ボランティアセンター設置に係るシミュレーションの実施

《第4節 安心して支援が受けられるまちづくり 関連》

4. 当事者の権利を守るための支援ネットワークづくりをさらに進めます

特に権利擁護のニーズを有する世帯は複合的な課題を有していることが多く、さらに単身世帯が増加するなかで、制度の利用支援はもとより、合理的配慮を社会に広め、当事者の権利を守るための支援ネットワークづくりをさらに進めます。

- 当事者やその家族、また（地域）住民に対する制度等の広報・啓発を強化します。
 - ・当事者やその家族への周知方法（当事者目線のチラシ作成等）の検討
 - ・啓発講演会やミニ講座などの定期開催
- 当事者の多様な生活課題に、本人の持っている力を活用できるよう働きかけながら、寄り添いの「伴走型支援」を担う人材を養成します。
 - ・地域の見守り活動も含めた区・自治会域における伴走支援の体制づくり
- 問題発見（入口）から、問題解決（出口）のまでの仕組みづくりを検討します。
 - ・「居場所づくり」や「中間就労支援」などの社会資源開発
 - ・当事者がつながりの中で主体的に暮らしていける基盤として地域での支えあう仕組みを創出

年次計画	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
	当事者目線による広報・啓発活動の検討	検討内容の実施	→	権利擁護専門相談の利用件数が増加する
	「伴走型支援」に向けた当事者ニーズの実態把握と地域課題化	啓発講座の開催	→	伴走型支援のモデル事例づくり

《第5節 地域福祉の基盤づくり 関連》

5. 市内6カ所に配置された生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員がさらなる地域福祉活動の進展を図ります

小地域福祉活動を推進し、住民主体の協議の場の運営を支援する地域福祉専門職として、住民への「気づき」を支援し、様々なプロセスにおいて働きかけながら、住民との協働により、地域づくりを支援します。またその専門性への理解を図りながら、組織として地域福祉専門職の人材育成と、計画的かつ継続的な地域支援を促進します。

- 生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員の周知を図ります。
- 生活支援体制整備事業を活かした地域福祉推進の体制を強化します。
 - ・ 地域課題に応じ、住民組織や各種団体間のネットワークを図り、課題の共有や課題解決のための資源開発に向けた協議体を圏域ごとに設置します。
- 地域福祉専門職に係る配置の環境整備を進めます。
 - ・ 配置の条件整備（有資格者、職責等）
 - ・ 配置の継続性 ・ 専門研修プログラムの体系化

年次計画	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
	生活支援体制整備事業による協議体の設置に向けた検討	圏域における協議体モデル地区の設定と働きかけ	協議体の発足	協議体（協議の場）による社会資源開発

※生活支援体制整備事業とは・・・

誰もがどのような状況においても、地域で暮らし続けていけるよう、多様な主体の参画によって、支え合いの地域づくりを推進します。そのコーディネーター役として、各地域福祉支援室を拠点に、生活支援コーディネーターが配置されました。

※協議体とは・・・

対象のエリアにおける生活課題に対して、地域の関係者（NPO、社会福祉法人、介護サービス事業者、地域活動団体、民間企業、ボランティア等）が参画し、情報共有と連携・協働によって、必要な資源開発等を担うネットワーク組織です。

《第5節 1 地域福祉のコミュニティづくり 関連》



6. 権利擁護の視点を含めた総合相談支援体制を推進します

制度の狭間の課題に対応できるよう、権利擁護の視点を含めた総合相談支援体制の構築を図り、分野別の縦割りから、全世代の生活課題全般を対象とした、包括的な相談支援のあり方を検討します。

- 各種相談事業が有機的に連携する組織体制の充実を図ります。
 - ・ 関係機関、専門職種間の連携・調整のあり方検討
- 総合的かつ専門的な相談支援に向けて、より効果的な人的配置を図ります。
 - ・ 制度の横断的な知識や、アセスメント力を備えた人材の育成
- 住民活動と、専門機関との連携のあり方とその仕組みづくりに取り組みます。
 - ・ 個別支援と地域支援の連携を図り共通の課題認識と、解決に向けた仕組みづくりの検討
 - ・ 資源開発を含み、当事者や地域住民が参画し、地域ぐるみで支えていくという視点を持ち、同時に地域力の強化を図ります

年次計画	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
	総合相談対応に向けたあり方検討	検討内容の具体化	組織体制への反映	新たな相談支援体制が推進される
	住民活動と専門機関の連携のあり方とその仕組みづくりについて、社協内での検討			

7. さらなる地域福祉を創造する民間財源の拡大に取り組みます

小地域福祉活動の財源である共同募金をはじめ、社協会費や善意銀行などの位置づけを再考し、民間から拠出された財源がより効果的に地域活動に還元されることと、募金活動とが一体的に進められるよう、その仕組みづくりへの検討を図ります。

- 共同募金、社協会費、善意銀行等の社協独自財源を新たな観点で見直します。
 - ・募金百貨店（寄付つき商品）の啓発促進等
- 事業（活動）は、お金を「消費するもの」から「生み出す（得る）もの」という観点で企画を検討します。
- NPO等との協働による事業企画並びに財団等の助成金獲得等に向けた手法の検討を行います。

年次計画	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
	地域福祉財源の見直しに係る検討の場の設置	見直し内容に応じた新たな配分金事業の実施	→	新たな配分方法と、事業の実施に係る評価
	歳末助け合い事業検討会の開催 ※財源を生み出す（得る）事業の企画検討	検討内容の企画・実施	→	事業の実施により、寄付者の理解をさらに得ることができ、更なる財源の確保につながる
	民間助成事業を活用したNPO等との協働による事業企画に向けた検討	NPO等との協働による事業企画	事業の実施	民間財源の活用により地域福祉の推進が図られる

計画の推進に向けて

本重点項目並びに当計画の推進については、年次計画に基づき各年度の事業計画で具体化し、実施します。併せて当計画が広く地域住民や関係団体、企業や事業所等に理解されるよう、三田市社会福祉協議会ホームページやさんだ社協だよりなど、様々な機会を通じて周知を図るとともに、当会理事会において進捗状況の管理・評価を行います。



発行年月：平成 31 年（2019 年）3 月
 発行：社会福祉法人三田市社会福祉協議会
 〒669-1514 兵庫県三田市川除 675 番地
 三田市総合福祉保健センター内
 TEL 079-559-5940 FAX 079-559-5704

